

警備業法（昭和47年法律第117号。）第23条第1項の規定に基づく検定を次のとおり実施する。

令和7年2月18日

大分県公安委員会委員長 平川 加奈江

1 検定の区分、実施日時

検定の区分	実 施 日	実 施 時 間
交通誘導警備業務2級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年5月31日（土）	午前9時から午後5時まで
交通誘導警備業務1級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年6月1日（日）	同 上
貴重品運搬警備業務2級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年6月7日（土）	同 上
貴重品運搬警備業務1級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年6月8日（日）	同 上
雑踏警備業務2級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年6月14日（土）	同 上
雑踏警備業務1級	学科試験：令和7年5月7日（水） 実技試験：令和7年6月15日（日）	同 上
空港保安警備業務2級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月12日（土）	同 上
空港保安警備業務1級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月13日（日）	同 上
核燃料物質等危険物運搬備業務2級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月19日（土）	同 上
核燃料物質等危険物運搬備業務1級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月20日（日）	同 上
施設警備業務2級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月26日（土）	同 上
施設警備業務1級	学科試験：令和7年6月18日（水） 実技試験：令和7年7月27日（日）	同 上

2 実施場所

大分市大字下宗方1035番地1 大分職業訓練センター

3 定員

各検定の区分とも10人

4 受検資格

- (1) 各検定の区分における1級検定

ア 大分県内に住所を有する者又は大分県内の営業所に属する警備員で、受検しようとする警備業務の区分の2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該区分の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの。

イ 大分県公安委員会が、前アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 各検定の区分における2級検定

大分県内に住所を有する者又は大分県内の営業所に属する警備員

5 検定試験の内容、方法

別紙のとおり

6 検定申請手続等

(1) 受付期間、手数料

検定の区分	手数料	受付期間
交通誘導警備業務2級	14,000円	令和7年4月7日(月)から 同年4月15日(火)まで
交通誘導警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務1級		
雑踏警備業務2級	13,000円	
雑踏警備業務1級		
空港保安警備業務2級	16,000円	令和7年5月26日(月)から 同年6月3日(火)まで
空港保安警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬業務2級	16,000円	
核燃料物質等危険物運搬業務1級		
施設警備業務2級	16,000円	
施設警備業務1級		

(2) 受付時間

各検定の区分とも午前9時00分から午後4時00分まで

(正午から午後1時まで及び土、日曜日並びに祝日を除く)

※ 受付期間中であっても定員になり次第受付を終了する。

(3) 検定申請書類等の提出先

ア 住所地を管轄する警察署

イ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、申請書類は、受検申請者本人が持参すること。郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 各検定の区分の1級検定

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 大分県内の住所地を疎明する書面又は大分県内の営業所に属する警備員の場合、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 当該警備業務に1年以上従事したことを証明する書面 1通

(エ) 合格証明書の写し 1葉

(オ) 写真 2葉

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの。)

(カ) 前記4(1)イに該当する者は、「1級検定受検資格認定書」 1通

イ 各検定区分の2級検定

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 大分県内の住所地を疎明する書面又は大分県内の営業所に属する警備員の場合、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 写真 2葉

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの。)

7 検定手数料の納付方法

手数料の納付方法については、大分県使用料及び手数料条例及び大分県収入証紙取扱規則に定める方法で納付すること。

なお、納付した手数料は、返還しない。

8 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

9 検定当日の手続き

- (1) 受検者は、交付を受けた受検票を持参すること。検定当日、受検票を持参しなかった者については、受検することができない。
- (2) 検定当日の受付時間は、各区分、各級とも午前8時30分から午前9時までの間。
- (3) 検定当日は、筆記具（鉛筆、消しゴム等）を持参すること。
- (4) 受検申込者の都合により当該受検を欠席する場合には、必ず事前に大分県警察本部生活安全部生活安全企画課まで連絡すること。
- (5) 学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

10 検定に関する問い合わせ先

大分県警察本部生活安全企画課（097-536-2131内線3024）

別紙

種 別	区 分	科 目
雑踏警備業務 1 級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
雑踏警備業務 2 級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務の実施に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に関すること。 ○ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生し

		た場合における応急の措置に関すること。
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に関すること。 ○ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
施設警備業務1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
施設警備業務2級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
空港保安警備業務1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
空港保安警備業務2級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。